

長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の改正について

エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)が定められたことにより、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(H21年国土交通省告示第209号)の改正告示が平成26年2月25日に公布されました。改正の概要は次のとおりです。

改正概要

1. 構造躯体等の劣化対策

- ・ S造の防錆措置についてJIS規格改廃に伴う改正

2. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に規定する評価方法基準(H13年国土交通省告示第1347号)が改正されたことにより、長期使用構造等とするための措置及び維持管理の方法の基準について、次の項目が改正されます。

① 構造躯体等の劣化対策

- i 木造住宅の基礎の高さの取り扱いの改正
- ii 床下における基礎断熱工法を用いる場合の地域区分は、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準の改正に準ずる
- iii S造の柱、はり、筋かい以外の構造躯体の防錆措置に鉛・クロムフリー錆止めペイントの追加
- iv SM造(鉄筋コンクリート組積造)を追加
- v RC造の最小かぶり厚さの部位に壁はり、基礎はりを追加

② 耐震性

- ・ 階数が2以下の木造住宅の存在床倍率に鉄丸釘N75の仕様を追加

③ 維持管理・更新の容易性

- ・ 共用排水管の横主管の掃除口設置間隔の取り扱いの変更

④ 省エネルギー対策

- i 省エネルギー対策を断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に変更
- ii 地域区分は、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準に準ずる
- iii 断熱等性能等級は、外皮平均熱貫流率(U_A)及び冷房機の平均日射取得率(η_A)とする
- iv 一次エネルギー消費量等級は、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量とする

3. 施行日

平成26年2月25日より認定申請された住宅について適用されます。

ただし、省エネルギー対策の基準は、平成27年3月31日までは従前の基準によることも可能です。